

コミュニティセンター吾平振興会館の使用料（令和元年10月1日改定）

施設	使用時間 部屋名	午前8時30分	正午から午後	午後5時から	午前8時30分
		から正午まで	5時まで	午後10時まで	から午後10時 まで
コミュニティセンター 吾平振興会館	婦人研修室 (和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
	高齢者研修 室(和室)	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
	青年研修室	570円	810円	1,150円	2,310円
	大会議室兼 視聴覚室	2,310円	3,240円	4,620円	9,240円
	中会議室	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
	小会議室	570円	810円	1,150円	2,310円
	講座室	570円	810円	1,150円	2,310円
	調理室	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
	ふれあいろ ーム	1,150円	1,620円	2,310円	4,620円
<p>備考1 入場料、受講料その他これらに類する金銭を徴収して利用する場合は、 使用料の50パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>2 商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、上表に掲げ る使用料に10割を乗じて得た額を加算した額とする</p>					

施設	区分	使用時間			午前 8 時 30 分から正午ま で	正午から午後 5時まで	午後 5 時から 午後 10 時ま で
		大 ホ ー ル	専 用 使用	入場料 を徴収 しない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	小中高児 童生徒	(110円) 340円
	一般社会 人				(340円) 810円	(340円) 1,150円	(660円) 2,200円
	文化的催物に使用 する場合			2,200円	3,300円	4,400円	
	その他の場合			5,500円	7,700円	11,000円	
	入場料 を徴収 する場 合			アマチュアスポー ツに使用する場合		4,400円	5,500円
			文化的催物に使用 場合する		5,500円	11,000円	16,500円
			その他の場合		11,000円	16,500円	27,500円
一 部 使用	小中高児童生徒		1 人	30円	40円		
	一般社会人		1 人	40円	60円	110円	
ステージ					690円	930円	1,150円

※ ( ) 書は、1 時間当たり使用料

- 備考 1 1 時間当たりをもって使用料を算定する場合においては、同一使用時間帯区分における定額使用料額と比較して、いずれか低いほうを使用料額とする。
- 2 2 以上の使用時間帯区分にわたるときは、第 6 項に定める場合を除き、それぞれの使用料額を合算する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、整理料を徴収する場合その他これらに準ずる場合）は、入場料を徴収するとみなして、使用

料を徴収する。

商業宣伝その他営利等を目的とする催物を行うときも同様とする。

これらの場合、ステージについては、上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、会費を徴収する団体であっても自らの健康増進及び教養を高めることを目的とする市民による同好会組織についてはこの限りでない。

- 5 ホールは、2分の1に区切って使用できるものとし、使用時間の区分に応じて定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。